

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成30年5月24日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700409号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800009号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成26年1月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成26年1月から同年10月までの標準報酬月額については、同年1月から同年3月までは16万円、同年4月から同年6月までは17万円、同年7月から同年10月までは18万円とする。

平成26年1月から同年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年1月から同年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成26年7月及び同年8月の標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準報酬月額(上記1による訂正後の標準報酬月額(18万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年1月1日から平成26年11月1日まで。

私は、A社を平成28年4月30日に退職したが、事業主は、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を平成26年1月1日として届け出た。そのため、平成28年12月21日にB年金事務所「厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書」を提出したところ、平成26年1月1日の被保険者資格喪失の記録は取り消されたが、請求期間が保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。請求期間において継続して勤務しており、厚生年金保険料も負担しているため、当該期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 事業主から提出された給与支払集計表（以下「集計表」という。）により、請求者は、請求期間において給与から「社会保険」の名目で毎月 13,412 円を事業主により控除されていたことが確認できる上、請求者が提出した平成 26 年分の確定申告書及び平成 26 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料の控除額と一致している。

また、事業主は、集計表の「社会保険」として控除した額は、厚生年金保険料と健康保険料の額の合算額であること、及び毎月の控除額が誤っていたことから不足額を算出し請求者に差額分を請求した旨を回答しているところ、集計表により事業主は、平成 26 年 1 月から同年 3 月までの期間は報酬月額のうち「基本給」欄の 16 万円、同年 4 月から同年 10 月は報酬月額のうち「基本給」欄の 18 万円に請求期間当時の法定による保険料率を使用し、厚生年金保険料の算出を行っていることが確認できる。

さらに、請求者から提出された「債務確認書」並びに「領収書」及びC銀行の「ご利用明細票」により、請求者は請求期間を含む不足分保険料の全額（369,523 円）を事業主に支払っていることが確認できる。

これらのことから、請求者は厚生年金保険料として、平成 26 年 1 月から同年 3 月までの期間は 13,696 円、同年 4 月から同年 8 月までの期間は 15,408 円、同年 9 月及び同年 10 月は 15,726 円を給与から事業主により控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間のうち、平成 26 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 10 月までの期間については、集計表の厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は本来の標準報酬月額より低い額となっている。また、請求期間のうち、同年 4 月から同年 6 月までの期間については、集計表の厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（18 万円）は本来の標準報酬月額（17 万円）を超えていることが確認できる。

したがって、平成 26 年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額については 16 万円、同年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額については 17 万円、同年 7 月から同年 10 月までの標準報酬月額については 18 万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に提出していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 オンライン記録によれば、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による保険給付の基礎とならない標準報酬月額として、平成 26 年 1 月から同年 8 月までの期間は 17 万円、同年 9 月及び同年 10 月までの期間は 19 万円とそれぞれ記録されている。

しかしながら、集計表により、平成 26 年 4 月の固定的賃金の昇給に伴い、同月以降継続する 3 か月間に支払われた賃金の平均報酬月額に該当する厚生年金保険の標準報酬月額が同年 3 月までの標準報酬月額に比べ 2 等級上昇していることが確認できることから、随時改定の要件に該当するため、同年 7 月及び同年 8 月に係る標準報酬月額の記録を 18 万円から 19 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 26 年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記第 3 の 1 の訂正後の標準報酬月額（18 万円）を除く）として記録することが必要である。